平成２８年（フ）第１７６３号
福岡市東区松香台１丁目９番21―101号
破産者　福本　雄介
1　破産債権の届出期間　平成29年４月24日まで
2　一般調査期日　平成29年５月26日午後２時30分
平成29年３月24日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４６４１号
大阪府吹田市春日１―７―22　シティーパレス緑地公園402号、住民票上の住所大阪府豊中市新千里南町２丁目12番15―607号
破産者　寺田　　隆
1　破産債権の届出期間　平成29年４月25日まで
2　一般調査期日　平成29年５月29日午後２時
平成29年３月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１９号
神戸市垂水区舞子台３丁目13番２号　ブリッジビュー舞子301号、従前の住所神戸市西区長畑町７番地の43
破産者　前川　深雪
1　破産債権の届出期間　平成29年４月28日まで
2　一般調査期日　平成29年６月21日午前10時
平成29年３月24日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３１９号
福岡県朝倉郡筑前町栗田685番地、破産手続開始決定時の住所福岡県大野城市御笠川２丁目17番１号　ＴＳビル２Ｆ
破産者　扇　　清秀
1　破産債権の届出期間　平成29年４月28日まで
2　一般調査期日　平成29年５月22日午前10時
平成29年３月24日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９４号
大分県別府市野口元町３番35号
破産者　高橋　　進
1　破産債権の届出期間　平成29年４月28日まで
2　一般調査期日　平成29年５月31日午前11時30分
平成29年３月27日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３８３５号
大阪府池田市八王寺２丁目１番５号
破産者　キング商事株式会社
1　破産債権の届出期間　平成29年５月10日まで
2　一般調査期日　平成29年７月３日午後２時
平成29年３月27日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第８０号
山口県岩国市錦見２丁目７番38号
破産者　有限会社こころ
異議申述期間　平成29年５月８日まで
平成29年３月27日　山口地方裁判所岩国支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第９２９号
東京都町田市成瀬台３丁目37番地16
破産者　畠山　正勝
免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
平成29年３月27日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２０３０号
東京都中央区新富１丁目８番９号
清算株式会社　株式会社インフォワークス
代表清算人　鈴木　慶太
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０６７号
東京都台東区台東３丁目40番10号
清算株式会社　山青貿易株式会社
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第１６号
新潟市東区豊１丁目11番55号
清算株式会社　エヌメック東日本株式会社
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（ヒ）第３０２９号
大阪府堺市西区築港浜寺西町７番地の21
清算株式会社　関西管理株式会社
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（ヒ）第１０２号
和歌山県海南市南赤坂20番地１
清算株式会社　株式会社日本インテグレート
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２０８６号
東京都千代田区丸の内２丁目２番２号丸の内三井ビルシティユーワ法律事務所内
清算株式会社　ＳＮエンタープライズ株式会社
代表清算人　鈴木　規央
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　株式会社文化放送は、清算株式会社との間で有する債権債務について相殺をせず、清算株式会社に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、清算株式会社に対する債務2948万4000円を支払う。ただし、振込手数料は株式会社文化放送が負担する。
2　株式会社文化放送、株式会社せおん、越純一郎は、清算株式会社に対し、本協定の認可決定が確定した日において、各協定債権の総額につき、その債務を免除する。
3　清算株式会社は、前項記載の協定債権者を除く各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から２か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社が負担する。
4　第２項記載の協定債権者を除く各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
5　第３項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、株式会社せおん及び越純一郎を除く各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社が負担する。この場合においては、株式会社文化放送が第２項の規定により行った債務の免除及び第２項記載の協定債権者を除く各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２８年（再イ）第３０２号
札幌市豊平区中の島２条２丁目５番１―307号
再生債務者　山本　孝明
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後２時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年４月20日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成29年５月19日から平成29年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２８年（再）第１号
宮崎県都城市若葉町54号７番地２
再生債務者　株式会社ビューティプランニング
1　決議に付する計画案　平成29年２月28日付け再生債務者提出の再生計画案
2　決議行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成29年５月26日午後３時30分
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成29年５月15日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成29年５月12日
平成29年３月24日　　宮崎地方裁判所民事部